

# OneOffice スマートコネク2 サービス利用規約

(第 1.0 版)

2024 年 12 月 1 日現在

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

## 第1条 （規約の適用）

1. この「OneOffice スマートコネク2 サービス利用規約」(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)が「OneOffice スマートコネク2 サービス」(以下、「本サービス」といいます。)を本サービスの契約者にソフトウェアサポート等提供する場合の提供条件を定めたものです。契約者は、本サービスの利用契約(以下、「本契約」といいます。)の申し込みにあたり、本規約の内容を承諾するものとします。本サービスの利用は、本規約の内容を契約者が承諾していることを前提とします。
2. 契約者は RSUPPORT 株式会社(以下、「RSUPPORT」といいます。)が管理運営するリモートアクセスサービス「RemoteView」(以下、「本ソフトウェア」といいます。)の利用にあたり、RSUPPORT が定める「ソフトウェアサービス利用約款」(<https://content.rview.com/ja/terms-and-conditions/>)に同意することを前提とします。
3. 当社と契約者が別途取決めを書面にて定めた場合は、当該書面の内容がこの規約より優先して適用されるものとします。
4. 第4条(通知)および当社がその他の方法で行う案内および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、契約者はこれを遵守するものとします。

## 第2条 （本サービス又は規約の変更）

1. 当社は、適宜、本規約の全てもしくは一部を変更することがあります。この場合、契約者は、当社が提供する本サービスの内容および料金その他の条件については、変更後の本規約の内容に従うものとします。
2. 本規約の変更は、当社が定めた日(以下、「効力発生日」といいます。)に効力を生じるものとします。
3. 当社は、本規約の変更を行う際は、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生日を第4条(通知)に定める方法により周知するものとします。
4. 契約者は、本規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面により異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の本サービスに係る利用契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

## 第3条 （用語の定義）

1. 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
  - (1) 「契約者」とは、当社と本サービスの利用に関する契約を締結した法人又は団体をいいます。
  - (2) 「会社 ID」および「管理者 ID」とは、当社が契約者に発行する本サービスに必要な ID をいいます。以降、ID 等といいます。
  - (3) 「MAC アドレス」とは、ネットワークに接続される機器の識別子であり、本サービスでリモート接続されるデバイス(遠隔先 PC 等)を一意で識別するために用いるものをいいます。
  - (4) 「提携事業者」とは、本サービスを提供するために当社が本サービスの全部または一部を委託する第三者をいいます。

## 第4条 （通知）

1. 当社から契約者への通知は、電子メール、書面の郵送またはホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点又は電子メールおよび書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。

3. 当社が契約者に対して電子メールで通知等を行う場合には、契約者が当社に届け出ている連絡先に通知等を行うものとします。

#### 第5条 (契約の単位)

1. 本サービスの利用に関する契約は、契約者ごとに1つずつ成立するものとします。

#### 第6条 (申込の方法)

1. 本サービスの申込みは、本規約に同意の上、当社所定の手続きに従って行うものとします。

#### 第7条 (申込の承諾)

1. 当社は、本契約の申込があったときは、すみやかに契約の締結に必要な審査を行います。
2. 当社は、審査の結果申込を承諾するときは、契約者に対し、当社より承諾の通知を電子メールにて行います。但し、当社は契約者の求めに応じて書面で通知を行う場合があります。
3. 契約者は前項の規定にかかわらず、次の場合には当社がその契約の申込みを承諾しないことがあることを予め了承するものとします。
  - (1) 本サービスの提供をすることが当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合
  - (2) 本契約の申込みをした者が当社の提供する他のサービス(以下、「他サービス」といいます。)の料金又は工事に関する費用等(以下、「料金等」といいます。)の支払いを現に怠っている、怠るおそれがある又は過去に怠ったことがある場合
  - (3) 本契約の申込みをした者が、当社の提供する他サービスにおいて利用停止又は契約解除をされたことがある場合
  - (4) 本規約に違反している、又は違反するおそれがあるとき、若しくは過去に違反したことがある場合
  - (5) 本契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をした場合
  - (6) 反社会的勢力との接触又は取引があることが判明した場合
  - (7) その他、上記に準ずる場合で、当社が申込みを承諾することが不相当と判断した場合

#### 第8条 (契約の成立)

1. 本サービスの申込みに対して、当該手続きが完了し、当社が承諾した時点で本契約が成立するものとします。また、本契約が成立した時点を利用開始日とします。
2. 本サービスには最低利用期間があります。最低利用期間は、利用開始日から起算して6ヶ月とします。最低利用期間経過後は、利用契約はさらに1ヶ月自動的に延長するものとし、以後この例によるものとします。

#### 第9条 (権利譲渡の禁止)

1. 契約者は、本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利、その他本契約に関する一切の権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させることは出来ません。但し、契約者からの事前の申し出がある場合には、当社は、本契約上の地位又は本契約に関する権利を第三者に譲渡し、承継させることを許可することがあります。

#### 第10条 (届出事項の変更等)

1. 契約者は、当社への届出事項(法人名、担当者名、住所、請求書の送付先および電話番号等)に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きに従って届け出るものとします。
2. 契約者に当社からの通知が到達しない等、前項の届出を怠ったことによって契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとし、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第11条（契約者の地位の承継）

1. 契約者が他の法人との間で組織再編を行う場合、契約者が存続会社となる吸収合併又は吸収分割等を行う場合を除き、その契約者たる地位を承継することについて当社が事前に書面で承諾した法人に限り、当社の契約者となるものとします。
2. 契約者は、自らが当事者となる組織再編を行う事となった場合、当社の指定する書面又はその事実を証明する書類を添えて、すみやかにその旨を当社に届け出るものとします。
3. 契約者の地位を承継した法人と本契約を継続する事が適当でないと当社が判断した場合、当社は、組織再編行為の効力発生日又は前項の届出を受けた日のいずれか遅い日から起算して30日以内に限り、何らの催告を要することなく、本契約を解除する事が出来るものとします。当社は、当該解除に基づく損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

#### 第12条（ID等の発行等）

1. 当社は、本サービスの契約者にID等を発行し、電子メール等当社所定の方法にて契約者に通知するものとします。
2. 契約者は、ID等を契約者の責任で管理を行うものとし、自己の管理下にある特定の第三者（法人の場合の従業員、団体の場合の職員）を除き管理者権限又はその他の利用権限を、第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、若しくは売買をしてはならないものとします。
3. 前項において、自己の管理下にある利用者等に利用させる場合においては、本規約を遵守させるものとします。但し、その場合において当社は契約者による利用とみなし、契約者は当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとします。
4. 管理者権限およびその他の利用権限の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

#### 第13条（契約者による解約）

1. 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。
2. 前項において、本契約の解約日は、毎月25日までに当社が契約者から通知を受領した場合、翌月の末日とします。なお、最低利用期間内に本契約を解約することはできないものとします。
3. 契約者は、前項の規定に基づき、当社が解約をした時点において発生している利用料金又は関連費用について本規約に基づき支払うものとします。
4. 契約者が、本契約を解約した場合、本サービスに付随するサービスも解約されるものとします。
5. 当社は、契約者が本契約を解約した場合、解約日をもって本サービス内の設定情報（ID等）を破棄します。設定情報を破棄した後に契約者からの申出があっても設定情報の復元はいたしません。

#### 第14条（当社による解約）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せず、契約者に通知することにより、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、当社はこれにより契約者に生じた損害に対して一切の責任を負わないものとします。
  - (1) 契約者が第16条（サービスの利用停止）の規定に該当する場合
  - (2) 契約者等による本規約等に定める債務の全部又は一部の履行が不能である場合
  - (3) 契約者等が本規約等に定める債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を表示した場合
2. 契約者は、前項の規定により解約となった場合、当然に期限の利益を喪失し、当社は契約者に対して通知その他の手続きをすることなく、料金等の支払いを請求できるものとします。

3. 当社は、本条第1項に基づき契約者と本契約を解除した場合、解約日をもって本サービス内の設定情報(ID等)を破棄します。データを破棄した後に契約者からの申出があっても設定情報の復元はいたしません。また、当社は設定情報を破棄することに伴い契約者に生じた損害について責任を負いません。

#### 第15条 (サービスの中断および制限)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断又は制限することがあります。
  - (1) 本サービス提供に必要な設備(提携事業者が保有している設備や業務委託先が保有している設備を含みます。以下、「提携事業者設備等」といいます。)の保守又は工事等やむをえない場合
  - (2) 提携事業者設備等の障害又は故障等やむをえない場合
  - (3) 提携事業者の事業休止又はその他の理由により、当社が本サービスの提供を行うことが困難になった場合
  - (4) 天災、事変その他非常事態が発生した場合
2. 本条に基づく本サービスの中断又は制限に起因して契約者が直接的又は間接的に損害を被った場合であっても、当社は、第23条(免責事項)の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条 (サービスの利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 支払期日を経過してもなお、料金等が支払われない場合
  - (2) 虚偽の届出をしたことが判明した場合
  - (3) 第10条(届出事項の変更等)の規定による届出を怠ったことにより、契約者が当社に届け出た住所又は居所にいないことが明らかなる場合であって、当社がその事実を確認した場合
  - (4) 第24条(禁止事項)の規定その他本規約の規定に違反した場合
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けた場合
  - (6) 破産、民事再生、会社更生、又は特別清算開始の申立てがあった場合
  - (7) クレジットカードの利用が差し止められる又は料金集金制度取扱会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

#### 第17条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、当社都合により本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止するときは、契約者に対して、廃止する日の60日前までにその旨を通知します。ただし、天災その他不可抗力等の当社の責に帰すべきでない事由により廃止せざるを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本条に基づく本サービスの廃止により契約者が損害を被った場合でも、当社は、一切の責任を負わないものとします。

#### 第18条（利用料金および関連費用）

1. 当社が定める本サービスの利用料金および関連費用は、下記に定める料金表の通りとします。

利用料金	維持管理料	1ライセンスあたり 100円(税別)/月 ※顧客情報等の維持管理(当社システム)およびサポート基本料
	利用料	1遠隔先 PC の MAC アドレスあたり 100円(税別)/日 ※本ソフトウェアを利用した日数に応じて算出しますが、月額上限は1,400円(税別)とします。 ※サポート等費用
関連費用	設定費用	1会社IDあたり 3,000円(税別)/設定

2. 当社は、本サービスの利用料および関連費用を任意に変更できるものとします。
3. 本サービスの利用料金および関連費用を支払う際の振込手数料は、契約者が負担するものとします。

#### 第19条（設定費用の支払義務）

1. 契約者は、当社が定める方法で設定費用を支払うものとします。

#### 第20条（利用料金等の支払義務）

1. 契約者は、本サービスの提供開始日の属する月から、利用契約を解除または終了する日までの間、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。
2. 契約者は、第13条(契約者による解約)の規定により本サービスの本契約の解約をする場合、解約する月の末日までの本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。
3. 契約者は当月の本サービスの利用料金を、当社の指定する方法に従って、翌月末日までに支払うものとします。

#### 第21条（遅延損害金）

1. 契約者は、利用料金を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について、未払額に対し年14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

#### 第22条（本サービスのサポート提供範囲）

1. 当社は、本ソフトウェアの利用方法等のお問い合わせについてサポートサービスを提供します。いずれもその完全性、正確性、又は永続性を保証するものではありません。なお、お問い合わせ窓口については契約成立後に契約者が当社に届け出ている連絡先にメールにて通知するものとします。

#### 第23条（免責事項）

1. 契約者が本サービスを利用したこと又は利用できなかったこと若しくは本契約に関連して損害を被ったとしても当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。

3. 当社は、契約者の行為については、一切責任を負わないものとし、契約者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
4. 天災、事変、その他不可抗力、提携事業者設備等および回線等の障害等、当社の責めに帰しえない事由により契約者が被った損害においては、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第24条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。
  - (1) 第三者又は当社の知的財産権その他の権利を侵害する行為
  - (2) 第三者又は当社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
  - (3) 第三者又は当社を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (4) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (5) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
  - (6) 本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (7) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (8) ID 等情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
  - (9) 他人になりすまして本サービスを使用する行為、又は他の利用者等の ID 等情報を不正に使用する行為
  - (10) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - (11) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると乙が判断した行為
  - (12) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為
  - (13) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす行為、又はそれらの運営を妨げる行為
  - (14) その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
  - (15) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
2. 契約者は、前項の規定に違反して当社の業務に支障を与えた又は与えるおそれがあるとき（電気通信設備を亡失又はき損したときを含みます。）は、当社が指定する期日までにその対応に要した費用を支払うものとします。
3. 契約者が第1項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく次の措置を行うことができるものとします。
  - (1) 契約者に対し、当該行為の中止、修正又は、その他必要な措置等を行うことを要求すること
  - (2) 本サービスの利用を契約者若しくは第三者が利用できない状態すること
  - (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと
4. 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより契約者又は第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

#### 第25条（機密保持）

1. 当社は、法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続きにより情報開示の要請があった場合を除き、本契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密および利用者等の秘密を含みます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。

2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、本サービスのサービスレベル維持の確認、本サービスの提供に必要な設備および機器の保守のため、利用者等の利用状況については、個人の特ができないような統計的情報として加工する事を条件に、当社および当社の指定する者、又は第三者に提供する事に同意するものとします。
3. 当社又は当社の指定する者は、前項の目的以外で取得したデータ等は使用せず、秘密情報として取扱うものとします。
4. 契約者は、当社が本サービスの提供を目的に申込者情報等の個人情報提供事業者または当社と当社の指定する第三者との間で、開示、提供される事について同意するものとします。

#### 第26条（知的財産権等）

1. 本サービスにおいて当社が提供する一切の物品(本規約・各種ソフトウェア・マニュアル・ホームページ等を含みます)に関する著作権および特許権・商標権などの一切の知的所有権は、当社ならびに提携事業者若しくは第三者に帰属するものとします。

#### 第27条（委託）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を、提携事業者に対して委託することができるものとします。

#### 第28条（端末設備等）

1. 契約者は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備および機器（以下、「端末設備」といいます。）を自己の責任および費用で用意し管理するものとします。また、それら端末設備に起因したトラブルについては、当社は一切の負担をしないものとします。なお、管理者はID等を受領後、本サービス利用に必要な設定を行うものとします。
2. 当社は、本サービスの利用のために必要な又は適している端末設備を指定できるものとし、契約者がこれに従わない場合、本サービスを利用できない場合があります。

#### 第29条（提供地域）

1. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。

#### 第30条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該条項は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において、限定的に解釈されるものとします。

#### 第31条（準拠法）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

#### 第32条（合意管轄）

1. 当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

この利用規約は、2024年12月1日から実施します。